

## 公表資料

平成29年3月31日  
防 衛 省

### 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成28年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成28年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自 衛 官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

#### 〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は41件

再就職先区分別では、営利法人が28件、その他の非営利法人が8件、学校法人等が3件、公益法人が2件となっています。

#### 【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室  
電話：03-3260-0812（直通）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成28年10月1日～同年12月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	19	-	22	41

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分										
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人	学校法人等(注)	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	-	-	-	-	2	3	8	28	-	-	41

(注)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(平成28年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	再就職の約束をした日	離職日	再就職日 (注1)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認(以下「求職の承認」という。)の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注2、3)
1	尾瀬 佐一郎	55	航空自衛隊幹部学校業務部長	H28.11.8	H28.11.30	H28.12.1	株式会社セノン	警備、ビルメンテナンス、車両運行管理	部長職	無	有
2	勝然 秀一	59	自衛隊中央病院第1内科部長	H28.10.20	H28.12.1	H28.12.2	医療法人社団嬉泉会 大島記念嬉泉病院	診療	病院長(医師)	無	無
3	門口 欣也	55	防衛装備庁調達事業部艦船調達官	H28.11.8	H28.12.1	H28.12.2	株式会社シー・オー・シー	油圧・空圧機器製造業	艦船技術営業部長(非常勤)	無	有
4	鈴木 昌芳	55	陸上自衛隊東北補給処副処長	H28.11.21	H28.12.1	H28.12.16	株式会社日本製鋼所	製造業	防衛産業に関する営業支援担当	無	有
5	武野 浩文	55	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	H28.11.14	H28.12.1	H28.12.2	昭和金属工業株式会社	製造販売業	参与(嘱託社員)	無	有
6	立野 昭二	55	陸上自衛隊中央即応集団司令部監察官	H28.10.5	H28.12.1	H28.12.2	学校法人城西大学	教育・研究	一般事務職員	無	有
7	田中 強	55	陸上自衛隊青森駐屯地業務隊長	H28.11.2	H28.12.1	H29.4.1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査	一般事務員	無	有
8	徳田 俊彦	55	陸上自衛隊東部方面混成団副団長	H28.11.29	H28.12.1	H29.1.1	日立造船株式会社	環境保全装置、プラント、水処理装置機械等の設計製作	運営施設管理者	無	有
9	平野 晃胤	55	海上自衛隊海上訓練指導隊群司令	H28.11.14	H28.12.1	H28.12.2	弘済企業株式会社	保険事業等	石油部業務課長	無	有
10	松田 陽士郎	55	南関東防衛局調達部次長	H28.11.29	H28.12.1	H28.12.15	丸文株式会社	デバイス、システム事業	参事	無	有

11	安田 孝仁	55	陸上自衛隊東北方面総監部監察官	H28. 9. 27	H28. 12. 1	H28. 12. 2	一般財団法人防衛弘済会	公益事業及び隊員の福利厚生	東北支部長 (契約社員)	無	有
12	三浦 博安	55	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室長	H28. 11. 17	H28. 12. 5	H28. 12. 6	朝日生命保険相互会社	生命保険業	顧問(嘱託)	無	有
13	高垣 康二	56	航空自衛隊第2輸送航空隊司令	H28. 11. 14	H28. 12. 10	H29. 1. 1	三菱航空機株式会社	航空機の開発、製造、販売及びアフターサービス	嘱託	無	有
14	大窪 俊秀	56	陸上自衛隊第7師団司令部付(陸上自衛隊北部方面混成団副団長)	H28. 10. 17	H28. 12. 15	H28. 12. 16	光陽商事株式会社	土木建築工事資材の加工及び販売等	会長補佐	無	有
15	松戸 厚	55	陸上自衛隊練馬駐屯地業務隊長	H28. 10. 11	H28. 12. 20	H28. 12. 21	一般財団法人防衛弘済会	福利厚生業務	経営企画室 本部部长	無	有
16	東 翼	56	航空自衛隊中部航空警戒管制団付(中部航空警戒管制団副司令)	H28. 10. 28	H28. 12. 24	H28. 12. 25	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険全般	特定社員	無	有
17	岩崎 誠	55	自衛隊札幌病院内科部長兼診療技術部長	H28. 12. 16	H29. 1. 31	H29. 3. 21	公益財団法人北海道結核予防会	健診	医師	無	無
18	堀 浩明	56	陸上自衛隊研究本部付(陸上自衛隊研究本部総合研究部第4研究課長)	H28. 8. 25	H29. 2. 13	H29. 2. 14	株式会社イノベーショントラスト	賃料改定コンサルティング	コンサルティング営業職(常勤)	無	有
19	中田 茂喜	55	陸上自衛隊北部方面施設隊副隊長	H28. 12. 12	H29. 3. 23	H29. 4. 1	医療法人社団葵会	病院、福祉施設の運営	総務・事務職	無	有

(注1) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注2) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注3) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注1, 2)
1	西 正典	61	防衛事務次官	H27. 10. 1	H28. 10. 1	一般社団法人日本戦略研究フォーラム	国家戦略確立のための調査、研究及び提言	顧問	無	無
2	西 正典	61	防衛事務次官	H27. 10. 1	H28. 10. 1	公益財団法人笹川平和財団笹川日中友好基金事業運営委員会	笹川日中友好基金の適切な運営のための助言等	運営委員	無	無
3	竹中 正二郎	60	近畿中部防衛局長	H28. 6. 30	H28. 10. 1	株式会社朝日工業社	設備工事事業	顧問(囑託)	無	無
4	赤松 雅文	57	陸上自衛隊第4師団長	H28. 7. 1	H28. 12. 1	株式会社日立製作所ディフェンスビジネスユニット	防衛・衛星情報収集・危機管理関連システムの製造、販売	顧問(囑託)	無	無
5	荒木 正嗣	56	航空自衛隊航空総隊司令部幕僚長	H28. 7. 1	H28. 10. 3	日本電気株式会社	電気通信機械器具及びコンピュータその他の電子応用機械器具等の製造及び販売等	参与(囑託)	無	無
6	井口 弘之	59	南関東防衛局次長	H28. 7. 1	H28. 10. 25	株式会社フソウ	上下水道施設等の設計・施工等	顧問	無	無
7	池田 徳宏	57	海上自衛隊呉地方総監	H28. 7. 1	H28. 10. 1	富士通株式会社	情報通信機械器具製造業	顧問	無	無
8	内嶋 修	56	海上自衛隊自衛艦隊司令部幕僚長	H28. 7. 1	H28. 10. 1	双日株式会社	販売及び貿易業、プロジェクトの企画・調整等	顧問	無	無
9	岡本 明彦	59	防衛装備庁調達管理部長	H28. 7. 1	H28. 10. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業務	顧問	無	無
10	掛川 壽一	57	陸上自衛隊第6師団長	H28. 7. 1	H28. 11. 1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	損害保険事業	顧問	無	無
11	神原 誠司	56	陸上自衛隊九州補給処長	H28. 7. 1	H28. 10. 1	株式会社リコー	複写機、印刷機等の機器及び関連消耗品の製造・販売等	日本販売事業本部MA事業部顧問(囑託)	無	無

12	川又 弘道	57	陸上自衛隊中央即応集団司令官	H28. 7. 1	H28. 11. 1	トヨタ自動車株式会社	自動車の製造及び販売	法人事業部戦略顧問(嘱託)	無	無
13	菊池 哲也	56	陸上自衛隊小平小学校長	H28. 7. 1	H28. 10. 1	防衛省職員生活協同組合	組合共済事業	参事	無	無
14	北川 文之	56	海上自衛隊開発隊群司令	H28. 7. 1	H28. 10. 1	株式会社 I H I	航空機用原動機製造業	顧問	無	無
15	櫻井 喜宣	56	航空自衛隊中部航空方面隊副司令官	H28. 7. 1	H28. 10. 1	株式会社重松製作所	安全衛生及び防災に関する保護具等の製造販売等	教育部次長兼社長付主任研究員	無	無
16	平本 正法	57	航空自衛隊中部航空方面隊司令官	H28. 7. 1	H28. 11. 1	日本電気株式会社	電気通信機械器具及びコンピュータその他の電子応用機械器具等の製造及び販売等	顧問(嘱託)	無	無
17	松村 五郎	57	陸上自衛隊東北方面総監	H28. 7. 1	H28. 11. 1	富士重工業株式会社	自動車、航空機、産業機器等の製造、修理及び販売	航空宇宙カンパニー顧問	無	無
18	吉田 浩介	57	航空自衛隊補給本部長	H28. 7. 1	H28. 12. 1	日本生命保険相互会社	生命保険業	特別営業顧問(常勤)	無	無
19	井出 方明	59	航空警務隊司令	H28. 8. 1	H28. 10. 1	株式会社 J. M. S	人材派遣、防災教育施設の管理・運営	担当部長	無	無
20	高野 宗治	56	航空自衛隊航空中央業務隊付(第1輸送航空隊整備補給群司令)	H28. 9. 16	H28. 10. 1	全日本空輸株式会社	航空運送事業	常勤嘱託	無	有
21	小林 博一	56	陸上自衛隊中央会計隊付(陸上自衛隊東部方面会計隊長)	H28. 10. 12	H28. 10. 17	セーレン株式会社	総合繊維業	人事総務業務	無	有
22	黒田 雅彦	56	航空自衛隊第4航空団付(南西航空混成団司令部監理監察官)	H28. 11. 10	H28. 11. 11	東北三八五流通株式会社	道路貨物運送業	コンプライアンス兼安全指導担当部長(嘱託)	無	有

(注1) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注2) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注3) ①自衛隊法第65条の11の規定の施行前に再就職の約束をして離職し、同条の規定の施行以降に再就職した者及び②管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。